平成19年横審第26号

漁船第五十八惣寶丸火災事件（簡易）

言 渡 年 月 日　平成19年7月13日
審　　判　　庁　横浜地方海難審判庁（安藤周二）
理　　事　　官　千葉　廣
受　　審　　人　A
　職　　名　第五十八惣寶丸機関長
　海 技 免 許　四級海技士（機関）（機関限定）
損　　害　発電機盤気中遮断器，自動負荷分担装置等に焼損
原　　因　発電機盤気中遮断器の点検不十分

裁　決　主　文

本件火災は，発電機盤の気中遮断器の点検が不十分で，主接点の接触面が荒れた状態のまま通電され，接触不良となって著しく過熱したことによって発生したものである。

受審人Aを戒告する。

裁決理由の要旨

（海難の事実）

1　事件発生の年月日時刻及び場所

平成18年2月23日17時30分

ペルー共和国カヤオ港南西方沖合

（南緯13度39.0分　西経77度7.0分）

2　船舶の要目

船　種　船　名　漁船第五十八惣寶丸
総　ト　ン　数　349トン
全　　長　71.30メートル
機 関 の 種 類　過給機付4サイクル6シリンダ・ディーゼル機関
　出　　力　1,323キロワット

3　事実の経過

第五十八惣寶丸（以下「惣寶丸」という。）は，昭和63年3月に進水した鋼製漁船で，上甲板下には，ほぼ船体中央部に冷凍倉，船尾側に機関室が配置されていた。

機関室は，上下2段で，下段には中央部に主機が据え付けられ，同機の右舷側に容量750キロボルトアンペアの，左舷側に同500キロボルトアンペアのいずれもディーゼル機関駆動の電圧225ボルト三相交流発電機が装備され，右舷側のものが1号発電機，左舷側のものが2号発電機と呼ばれており，上段には船首側に冷凍倉用電動の冷凍機5台，左右両舷中央部に冷凍装置受液器，左舷船尾側に機関監視室がそれぞれ設けられ，同室の船首側に機関監視盤，左舷側から船尾側にL字形の主配電盤が設置されていた。

主配電盤は，左舷側の1号発電機盤，2号発電機盤及び動力・集魚灯用給電盤，船尾側の照明用給電盤，集合始動器盤及び充放電盤で構成されていた。また，1号発電機盤は，高さ192.5センチメートル（cm）幅65.0cm奥行き56.0cmのデッドフロント形で，前面及び後面の各パネルの取り外しができる構造になっており，中央部に自動負荷分担装置，同装置の下

側にＢ社製造のＡＴ25型と呼称される気中遮断器が組み込まれていた。気中遮断器は，定格電流1,925アンペアで，過電流引き外し装置，不足電圧引き外し装置，合成樹脂性の基板及び絶縁体等のほか，各相の消弧（しょうこ）室を有する可動接触子，固定接触子及び接触子ばね等から成る主接点が基板に取り付けられ内蔵されていた。そして，主接点は，可動接触子と固定接触子との間に発生するアークで接触面が荒れた状態になることから，取扱説明書には1年ごとに消弧室を取り外して接触面の点検を行うよう記載されていた。

惣寶丸は，周年にわたり，ペルー共和国のカヤオ港を基地とし，同国西岸沖合等の漁場で，1航海1箇月程度のいか一本釣り漁業に従事していた。

Ａ受審人は，昭和47年5月乙種一等機関士（内燃）の海技免許を取得したのち，現有海技免許に更新し，平成15年1月惣寶丸に機関長として乗り組み，機関の運転保守にあたり，1号発電機及び2号発電機から主配電盤を介し冷凍機等の負荷に電力を供給していたところ，1号発電機盤の気中遮断器は長期間使用されているうち，いつしか主接点の接触面が荒れた状態になっていたが，同17年2月ペルー共和国において，日本人の業者等が訪船のうえ，定期検査受検工事を行った際，これまで支障なかったから大事あるまいと思い，業者に依頼するなどして気中遮断器の点検を十分に行わなかったので，主接点の接触面の荒れた状態に気付かず，同工事後，そのまま通電していた。

こうして，惣寶丸は，最大搭載人員28人のところ，Ａ受審人を含む日本人の船員7人ほか，フィリピン共和国籍の船員8人及びペルー共和国籍の船員14人が乗り組み，いか一本釣り漁の目的で，同18年2月18日12時40分（日本標準時，以下同じ。）カヤオ港を発し，同港南西方沖合の漁場に至って操業を行い，漂泊のまま，主機を停止回転数毎分230にかけ，両発電機を並列運転として1号発電機盤の気中遮断器に通電中，前示主接点の荒れた状態の接触面が発熱しているうち接触子ばねに永久ひずみを生じた影響で，接触不良となって著しく過熱し，基板から発火して絶縁体及び電線被覆等に燃え移り，同月23日17時30分南緯13度39.0分西経77度7.0分の地点において，上甲板で同受審人が船内照明の異状に気付き，機関室を見回って機関監視室に漏れている黒煙を認め，同盤内部の火災を発見した。

当時，天候は晴で風力はなく，海上は穏やかであった。

Ａ受審人は，船橋に電話で1号発電機盤内部の火災発生を通報したのち，同盤の前面パネルを取り外し，持ち運び式粉末消火器による消火活動を行い，鎮火後，気中遮断器及び自動負荷分担装置等の焼損を認め，2号発電機を単独運転することとし，その旨を船長に報告した。

惣寶丸は，操業を打ち切ってカヤオ港に帰港し，のち，前示気中遮断器及び自動負荷分担装置等が業者により新替えされた。

（海難の原因）

本件火災は，発電機盤の気中遮断器の点検が不十分で，主接点の接触面が荒れた状態のまま通電され，接触不良となって著しく過熱し，基板から発火して絶縁体及び電線被覆等に燃え移ったことによって発生したものである。

（受審人の所為）

Ａ受審人は，機関の運転保守にあたり定期検査受検工事を行う場合，発電機盤の気中遮断器はアークで主接点の接触面が荒れた状態になるから，接触面の荒れた状態を見逃さないよう，業者に依頼するなどして，気中遮断器の点検を十分に行うべき注意義務があった。しかし，同

人は，これまで支障なかったから大事あるまいと思い，気中遮断器の点検を十分に行わなかった職務上の過失により，主接点の接触面の荒れた状態に気付かず，通電中に接触面が接触不良となって著しく過熱し，基板から発火して絶縁体及び電線被覆等に燃え移り，発電機盤内部の火災を招き，気中遮断器及び自動負荷分担装置等を焼損させるに至った。

以上のＡ受審人の所為に対しては，海難審判法第 4 条第 2 項の規定により，同法第 5 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。